緩衝帯整備事業に関する協定書

（協定の目的）

第１条　甲賀市長　岩永裕貴（以下「甲」という。）、第４条の土地一覧表に記載する所有者（以下「所有者」）の代表者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）及び維持管理主体　　　　　　長　　　　　　　　　　　　　 （以下「丙」という。）は、第２条の目的のためにこの協定を締結する。

（緩衝帯整備事業の目的）

第２条　野生鳥獣の生息及び接近を抑制し、野生鳥獣による農作物や集落への被害を防止するために第４条に定める緩衝帯の整備及び維持管理を行うものとする。

（協定の期間）

第３条　この協定の期間は、緩衝帯整備事業終了の年度の翌年度から起算して５年間（令和１３年３月３１日）までとする。

（協定の対象とする緩衝帯）

第４条　協定の対象とする緩衝帯（以下「対象緩衝帯」という。）の区域は、別紙「位置図」及び別紙「土地一覧表」のとおりとする。

（当事者の義務）

第５条　この協定に基づき当事者は、次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（１） 甲の義務

　　ア　甲は対象緩衝帯区域の森林整備計画の確認を行い、対象緩衝帯の整備計画等について乙及び丙と協議すること。

イ　対象緩衝帯の整備結果を確認し、その結果を乙及び丙に報告すること。

（２）乙の義務

　　ア　協定締結年度内に対象緩衝帯の整備を完了させること。

イ 丙の実施する維持管理に協力し、その施行に支障を及ぼす行為をしないこと。

ウ　協定の期間中は、対象緩衝帯を皆伐したり、緩衝帯以外の用途に転用しないこと。

エ　対象緩衝帯の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合

は、その処理解決にあたること。

（３）丙の義務

ア　対象緩衝帯の整備後は、乙と協力し第２条の目的に合う機能を維持すること。

（災害等による損害）

第６条　対象緩衝帯の整備中及び整備後に、火災、天災その他甲に帰し得ない事由により対象緩衝帯に生じた損害および第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わないものとする。

２　対象緩衝帯の整備により、対象緩衝帯の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合であっても、甲及び丙はその責任を負わないものとする。

（協定の継承等）

第７条　協定の期間中に対象緩衝帯の所有権移転、又は賃借する場合には、乙は、所有権を取得するもの又は賃借を受ける者に対しこの協定の継承を行うものとする。

２　乙は、協定の期間中に緩衝帯整備所在地所有者の変更又は住所に変更があった場合、速やかにこれを甲及び丙に書面で通知するものとする。

（特別な事情による協定の失効）

第８条　次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(１)　対象緩衝帯の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(２)　火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により対象緩衝帯の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第９条　この協定に関し疑義があるとき及びこの協定に定めがない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

　上記協定を証するため、この協定書を３部作成し、甲乙丙それぞれが記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　甲賀市水口町水口６０５３番地

　　　　　甲　賀　市　長 　 岩　永　裕　貴　㊞

乙　甲賀市　　　　　　　番地

　　　所有者代表　　　　　　　　　　　　　㊞

丙 甲賀市　　　　　　　番地

　　　　　　　長　　　　　　　　　　　㊞